

「生涯活躍のまち」制度

地方創生の観点から、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、地域の住民(多世代)と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる地域づくりを進めるため、「生涯活躍のまち」の制度化を図る。

「生涯活躍のまち」の基本コンセプト

1. 中高年齢者の希望に応じた住み替えの支援

- ・東京圏等大都市から地方への移住にとどまらず、地域内で近隣から「まちなか」に住み替えるケースも想定
- ・入居者は、中高年齢期の早めの住み替えや地域での活躍を念頭に置き、50代以上を中心
- ・移住希望者に対し、きめ細かな支援(事前相談、お試し居住など)を展開

2. 「健康でアクティブな生活」の実現

- ・健康時からの入居を基本とし、健康づくりや就労・生涯学習など社会的活動への参加等により、健康でアクティブな生活を目指す。

3. 地域住民(多世代)との協働

- ・地域社会に溶け込み、入居者間の交流のみならず、地域の若者等多世代との協働ができる環境を実現。大学等との連携も。

4. 「継続的なケア」の確保

- ・医療介護が必要となった時に、終末期まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の体制を確保

5. 地域包括ケアとの連携

- ・受入れ自治体において、地域包括ケアとの連携の観点から、入居者と地元住民へのサービスが一体的に提供される環境を整備(既存福祉拠点の活用、コーディネーター兼任等)することが望まれる。空き家など地域のソフト・ハード資源を積極的に活用することも。

従来の高齢者施設		生涯活躍のまち
主として要介護状態になってから選択	居住の契機	健康時から選択
高齢者はサービスの受け手	高齢者の生活	仕事・社会活動・生涯学習などに積極的に参加(支え手としての役割)
住宅内で完結し、地域との交流が少ない	地域との関係	地域に溶け込んで、多世代と協働

各種の支援措置

推進意向地方公共団体数:263(2015年11月現在)

■情報支援

- 生涯活躍のまちに関する「手引き」を作成

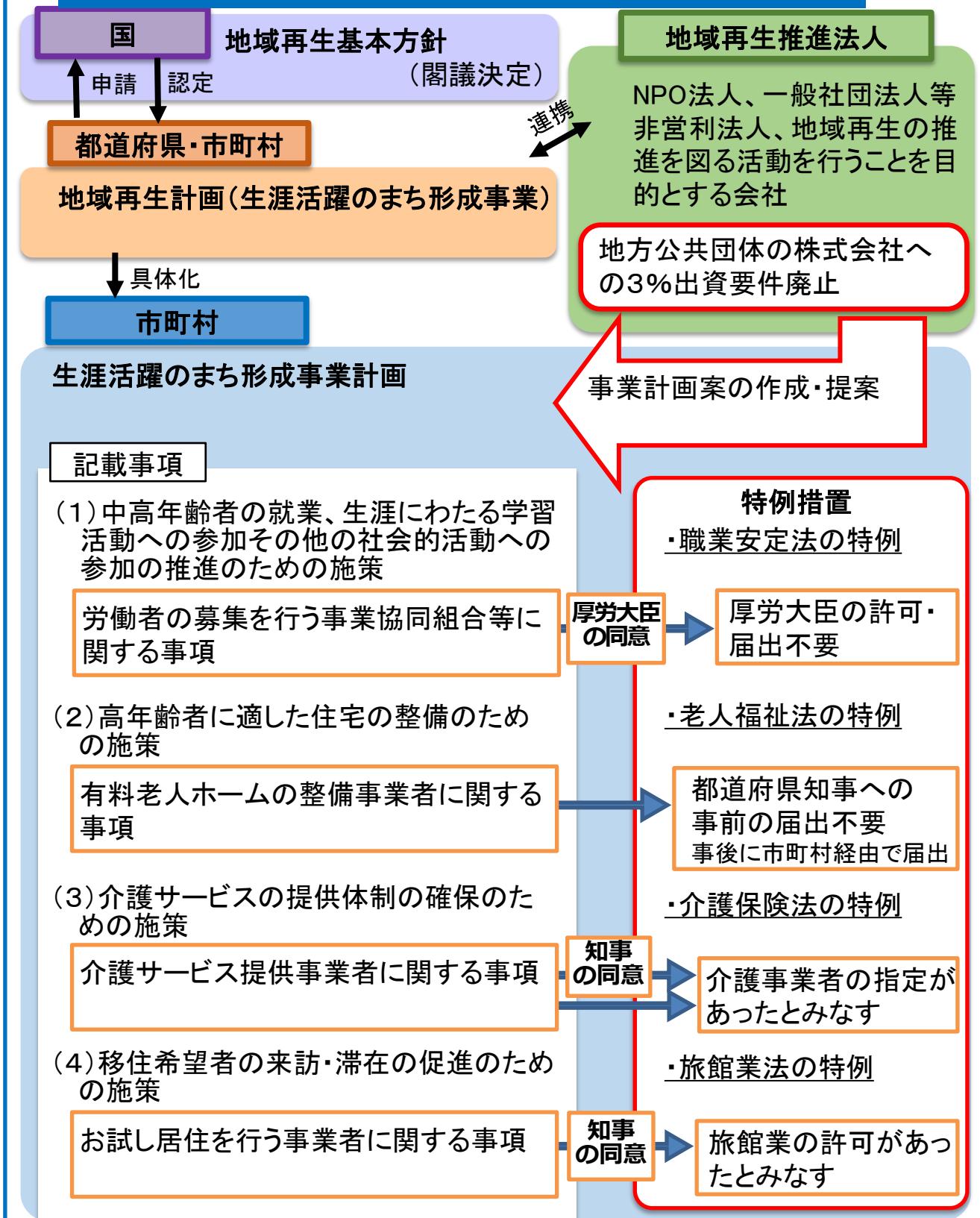
■人的支援

- 関係府省からなる「生涯活躍のまち支援チーム」による支援

■財政支援

- 交付金(27年度補正、28年度予算)を通じた先駆的な取組の支援等

地域再生法の改正:「生涯活躍のまち形成事業」の導入



介護保険法及び老人福祉法の特例

市町村が「生涯活躍のまち形成事業計画」に必要事項を記載した場合の特例を設け、介護サービス事業者の指定や有料老人ホームに係る届出の事務手続を簡素化。

介護保険法の特例

【現行】

- 介護サービス事業者が、指定を受ける事業所ごとに都道府県知事又は市町村長に対して個別に指定申請を行う必要がある。

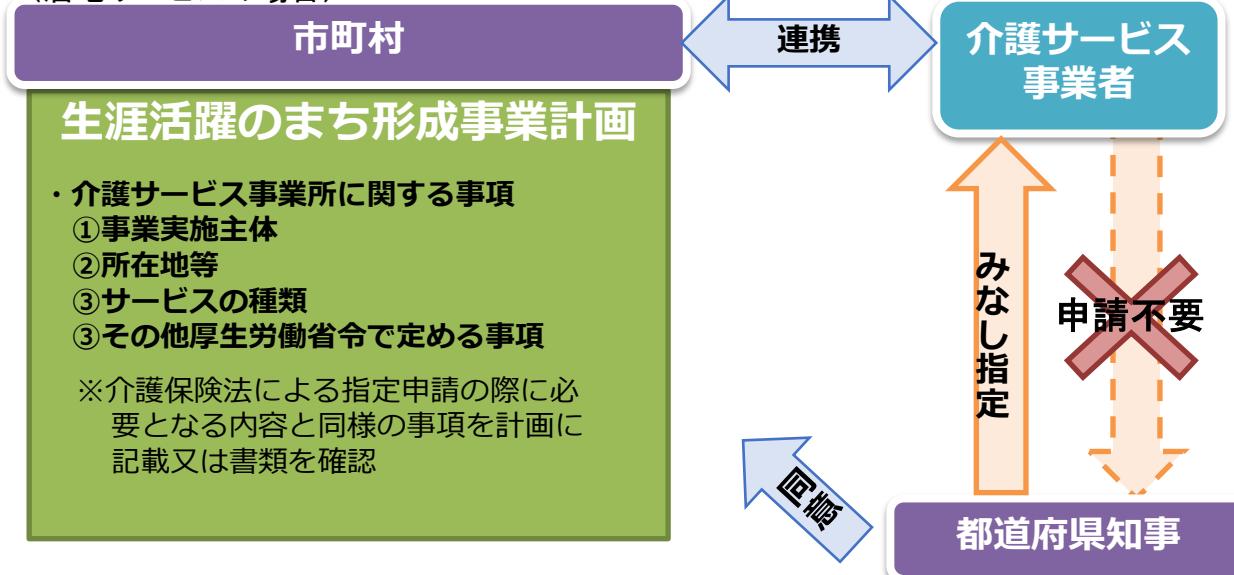


【特例】

- 市町村が、必要事項を記載した「生涯活躍のまち形成事業計画」を作成した場合、介護サービス事業所の指定について、
 - ・ 都道府県知事が指定権者である居宅サービスの指定事業所について、都道府県知事の同意を得て、
 - ・ 市町村長が指定権者である地域密着型サービス(※)及び総合事業の指定事業所について、指定があったものとみなし、別途の指定申請手続を不要とする。

※ 地域密着型特養及び認知症グループホームを除く

(居宅サービスの場合)



老人福祉法の特例

【現行】

- 有料老人ホームの事業を実施する場合、設置者は、都道府県知事に対して事前に届け出る必要がある。



【特例】

- 市町村が、必要事項を記載した「生涯活躍のまち形成事業計画」を作成した場合、有料老人ホームに係る届出について、
 - ・ 有料老人ホームの設置後1ヶ月以内に
 - ・ 市町村経由で都道府県知事に届け出れば足りることとする。

